

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 085号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

=====

1. ETロボコン2022 参加チーム募集・申込受付開始！

2. ロシア制裁の現状

3. 緊急ウェビナー 「ロシア・ウクライナ情勢をめぐる海外ビジネスへの影響」

4. パートナーシップ構築宣言へのご協力

=====

1. ETロボコン2022 参加チーム募集・申込受付開始！

(JASA ET技術者教育委員会)

ETロボコンでは、2022年度参加チームの申込受付を開始します。

教育プログラム（技術教育）・実行委員会との相談会はオンラインで実施し、ロボットを使用したリアル会場での競技会も実施します。オンラインとリアルの良さを組み合わせ、よりパワーアップした大会を開催します。

ETロボコンは、5年後、10年後に世界をリードするエンジニアの育成を目指し、初心者からベテランまで幅広い層が相互に刺激し合える場として、若年層や初級エンジニアを念頭に、組込みソフトウェア開発を通じた分析・設計・制御モデリングおよび実装のPBL(Project-Based-Learning)機会として、ご活用いただけます。

レベルに合わせて選べる3クラスにて実施しますので、この機会に若手技術者の教育・育成機会として是非ご参加をお願いいたします。

参加申込期間 3月16日(水)～4月22日(金)

参加条件・申込み等詳細

<https://www.etrobo.jp/howtoentry/>

オンライン座談会を実施！ 3/29(火)、4/7(木)

参加ご希望の方、関心をお持ちの方を対象として、オンライン座談会を実施します。参加する方々の疑問や不安にお答えします。

お問合せ等はこちらから ⇒ https://www.etrobo.jp/et2022_zadankai/

=====

2. ロシア制裁の現状

(経済産業省 情報産業課)

2月のG7首脳会合において、岸田総理より、「金融、輸出管理等の分野で、米国・欧州諸国と足並みをそろえて速やかに同様の措置を取るべく取り組んでいく」旨を表明しています。このため、これまで累次の閣議了解によって、我が国としての輸出管理等を含む制裁措置の大枠を示すとともに、迅速に実施を進めてきたところです。

(参考) 経済産業省ウクライナ情勢関連特設ページの「対ロシア等向け措置に関するこ

と」にて情報をまとめております。

<https://www.meti.go.jp/ukraine/index.html>

» 基本的な考え方

対ロシア等規制はG7で協調して実施されるため、G7諸国で行われる制裁が日本でも行われると考えていただければと思います。よって、基本的には、米欧で措置される規制に注視いただければ今後の動きを読むことが可能です。

・なお、別添資料の最終ページにあるとおり、我が国として、米国・欧州諸国と同様の措置を講じる方針をいち早く示したことにより、米国の域外適用の例外措置を当初から受けられる32カ国に日本が含まれることとなっています。

・よって、米が措置した後に、我が国が制度措置を講ずるまでは特段の規制がかからず、米の規制を注視いただくことで、受け身を取ることが可能となります。（規制対象でない部分は殊更に萎縮等をする必要はございません。）

・なお、日本の制度的な対応については、お知らせが可能となるタイミングで速やかに連絡を差し上げ、周知させていただきますが、緊急の対応であることからパブリックコメントの手続きは予定しておらず、施行までの経過措置についても極めて限られた期間となることが予想されます。予めご認識ください。

» 米国対ロシア輸出管理制裁の概要

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220314_1.pdf

○ 資料1枚目は米国が2月24日発表した米国の貿易制裁（輸出）の概要を記載しているものです。

○ 資料2枚目は、我が国最近の累次に貿易上の制裁措置に係る閣議了解の概要とその各項目における施行日等を記載しています。

現在（3月9日）我が国において、累次の閣議了解に基づき貿易制裁（輸出）に関して措置されているのは、資料2枚目に施行日が記載されている（1）国際合意リスト品目について審査手続きの厳格化（包括許可の対象外とし、個別に厳密審査を行うこと）、（2）軍事関連団体への輸出等に関する禁止措置（告示で指定された軍事関連団体に係る輸出の支払の受領等を禁止）のみです。（いわゆる2共和国からの輸入の禁止は措置済）

他方で、米国の2月24日に発表された措置では、軍事関連団体については国際合意リスト品目のみならず、あらゆる工業品目（ソフトウェア・技術含む）を例外なしに輸出禁止とし、また、軍事関連団体以外については、国際合意リスト品目及び米国独自リスト品目について輸出禁止（これらについて米国においても例外規定あり）となっております。

従いまして、我が国においては、国際社会と協調として同様の措置を行うとの趣旨から、措置されていないものについては、各項目中、輸出を禁止する措置を速やかに導入として、閣議了解をおこなっております。

例えば、資料1枚目の米国2月24日に発表された内容との関係では、資料2枚目の（1）、（2）及び（3）の項目中、速やかに導入するとされているものです。今後、資料2枚目の（1）から（5）の各項目中、速やかに導入するとされているものの各項の内容の概要について、あらかじめお知らせをするため、本メールを送っております。

○資料3～5枚目が米・EUで、国際合意リスト品目以外で、それぞれの国・地域で独自リストとして制裁がなされる品目の一覧です。品目の詳細は、米国の措置については、米国の官報、及び参考されている米ECCNコードとその記述、等を参照いただきたく考えておりますが、基本的には、我が国においては、米国の各措置と一致又は同様の形で、我が国においても制裁措置として行われると想定いただければと思います。

○資料6・7枚目が国際合意リスト品目の一覧となり、8枚目が軍事関連団体として我が国が告示で指定した団体の一覧です。

○資料9枚目は、米国輸出管理法のFDPR（外国直接製品ルール）について、同ルールの概要と今回我が国を含む関係国が、同ルールの域外適用を除外された背景の解説を行っている資料となります。

・なお、当然のことながら、上述のように輸出禁止の措置を速やかに導入するとされている我が国の制裁措置については、その内容が正式に発表され、施行されるまでは、現行制度に沿って、輸出可能です。

=====

3. JETRO 緊急ウェビナー 「ロシア・ウクライナ情勢をめぐる海外ビジネスへの影響」

(経済産業省 情報産業課)

2月24日にロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始して以降、西側諸国がロシアに経済制裁を本格的に導入するなど、国際情勢が緊迫化しています。本ウェビナーでは緊迫する情勢下のロシアとウクライナのビジネス環境の現状や対ロシアを中心とした日本企業の海外ビジネスへの影響について、ジェトロ相談窓口に寄せられた相談内容や進出日系企業へのヒアリング情報などをもとに、ジェトロ地域担当者が解説します。

また併せて、ロシア・ウクライナ情勢に対応した、日本政府の新たな外国為替及び外国貿易法に基づく措置につきましても、経済産業省の担当官よりご説明いただきます。

開催日時 3月15日（火）14:00～15:30

*後日、お申込者に限り期間限定のアーカイブを視聴いただけます。

配信形態 You Tube

講演

「ロシア・ウクライナ情勢をめぐる海外ビジネスへの影響」

「ロシア・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」

詳細・申込み

<https://www.jetro.go.jp/events/ora/c6c33588ad93f000.html>

=====

4. パートナーシップ構築宣言へのご協力

(経済産業省 情報産業課)

政府では、成長と分配の好循環の実現、我が国経済の持続的成長に向けて取り組んでおり、このためには各事業者が、取引先との間で共存共栄の関係、パートナーシップを構築し、サプライチェーン全体での付加価値拡大のための新たな取り組みが重要です。

例えば、オープンイノベーションに向けた共同研究、グリーン化やデジタル化に向けた取引先の支援等により、自社も含めたサプライチェーン全体での付加価値向上のほか、昨今のエネルギー価格・原材料費の高騰、労務費のコスト上昇に伴う適切な価格決定等の取引関係の適正化が期待されます。

内閣府・経済産業省では、これらの取組を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の更なる増加に取り組んでおります。2020年6月以降、多くの企業が宣言をされ、現在5,000社を超える企業において宣言されています。このうち取引先を多く抱える大企業による宣言は約500社であり、本宣言の更なる浸透、増加が望まれる状況であります。

これまで累次にわたり、関係省庁から経済団体、各業界団体を通じて本宣言を周知・依頼して参りましたが、昨今の厳しい経済状況も踏まえ、更なる宣言数の拡大を図るべく、改めて、貴団体から傘下会員企業への本制度の周知と、未宣言企業による検討がなされるよう、お願ひ致します。

なお、パートナーシップ構築宣言については、一部企業から「多くの下請企業を擁する製造業、大企業だけが宣言すべきもの」との認識も寄せられておりますが、業種を問わず、ITシステム構築の委託等の付随的業務に関連した取引も含め、取引行為を行う幅広い事業者において宣言されることが期待されるものです。

例えば、事業会社を傘下に持つホールディングス会社についても、自らシステム調達等を行う場合には、事業会社とは別途、宣言・公表が期待されます。

また、本宣言は、経営者の名前により為されるものになりますが、宣言の趣旨に鑑み、調達担当部門やCSR担当部門の責任者にも本内容を伝達いただき、検討に関与されるよう、お願ひいたします。

パートナーシップ構築宣言の概要

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220314_2.pdf

////// 発信元 ////

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

» 『会員向けメニュー』会員情報変更・会員ビジネス情報配信・限定サービス

URL <https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

» 『JASA Member News』バックナンバー / 任意購読追加・削除は次のURLから

URL https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/